

## 第7章 地震災害対策計画

- 第1節 総則
- 第2節 地震の想定
- 第3節 住民の心構え
- 第4節 地震に強いまちづくり推進計画
- 第5節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発
- 第6節 防災訓練計画
- 第7節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画
- 第8節 相互応援体制整備計画
- 第9節 自主防災組織の育成等に関する計画
- 第10節 避難体制整備計画
- 第11節 災害時要支援者支援計画
- 第12節 火災予防計画
- 第13節 危険物等災害予防計画
- 第14節 建築物等災害予防計画
- 第15節 土砂災害予防計画
- 第16節 液状化災害予防計画
- 第17節 積雪・寒冷対策計画
- 第18節 業務継続計画の策定
- 第19節 応急活動体制
- 第20節 地震情報の伝達計画
- 第21節 災害情報等の収集、伝達計画
- 第22節 災害広報計画
- 第23節 避難対策計画
- 第24節 救助救出計画
- 第25節 地震火災対策計画
- 第26節 災害警備計画
- 第27節 交通応急対策計画
- 第28節 輸送計画
- 第29節 ヘリコプター要請・活用計画
- 第30節 食料供給計画
- 第31節 給水計画
- 第32節 衣料・生活必需物資供給計画
- 第33節 石油類燃料確保計画
- 第34節 生活関連施設対策計画
- 第35節 防疫計画
- 第36節 廃棄物等処理計画
- 第37節 飼養動物対策計画
- 第38節 文教対策計画
- 第39節 住宅対策計画
- 第40節 被災建築物安全対策計画
- 第41節 被災宅地安全対策計画
- 第42節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画
- 第43節 障害物除去計画
- 第44節 広域応援計画
- 第45節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
- 第46節 防災ボランティアとの連携計画
- 第47節 災害義援金募集配分計画
- 第48節 災害救助法の適用と実施
- 第49節 災害復旧計画

## 第1節 総則

### 1 地震災害対策計画の構成と内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

(1) 総則に関すること（第1節・第2節）

(2) 災害予防計画に関すること（第3節～第18節）

災害予防計画に関する節では、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市及び防災関係機関が積極的に推進する災害予防対策、市民及び事業所が通常時から心がける災害に対する備えについて定める。

(3) 災害応急対策計画に関すること（第19節～第48節）

災害応急対策計画に関する節では、地震による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

(4) 応急復旧計画に関すること（第49節）

応急復旧計画に関する節では、地震災害の早期復旧について定める。

## 第2節 地震の想定

この節では、士別市における地震の想定について記載する。

### 1 士別市における地震の想定

北海道、中央防災会議、地震調査研究推進本部で想定している地震のうち、士別市に被害をもたらす危険性の高い地震は次のとおりである。

(1) 海溝型地震

領域、地震名		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	平均発生 間隔	最新発生 時期
千島海 溝沿い	択捉島沖	7.7～8.5前後	60%程度	35.5年	—
	色丹島沖				
	根室沖	7.8～8.5程度	80%程度	65.1年	47.5年前
	十勝沖	8.0～8.6前後	10.0%	80.3年	17.3年前
日本海 東縁部	北海道 北西沖	7.8程度	0.006～0.1%	3,900年程度	約2,100年前

(注) 令和3年(2021年)1月1日現在

(2) 内陸の活断層で発生する地震

主要断層帯名		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
石狩低地東 縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%	1,000年 ～2,000年程度	1739年 ～1885年
	南部	7.7程度以上	0.2%以下	17,000年程度以上	不明
当別断層		7.0程度	ほぼ0～2%	7,500年 ～15,000年程度	約11,000年前 ～2,200年前
増毛山地東 縁断層帯・ 沼田－砂川 付近の断層 帯	増毛山地東 縁断層帯	7.8程度	0.6%以下	5,000年程度以上	不明
	沼田－砂川 付近の断層 帯	7.5程度	不明	不明	不明

主要断層帯名		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0～0.03%	4,000年程度	2世紀～1739年
	東部	7.2程度	ほぼ0～0.01%	9,000年～22,000年程度	約4,300年前～2,400年前
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1～0.2%	17,000年～22,000年程度	不明
	光地園断層	7.2程度	0.1～0.4%	7,000年～21,000年程度	約21,000年前以後に2回
サロベツ断層帯		7.6程度	4%以下	約4,000年～8,000年	約5,100年前以後

(注) 令和3年(2021年)1月1日現在

### (3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、次に掲げる理由により、地震に対応する活断層が地表で認められていない場合でも、全国どこでも起こりうる直下の地震として、マグニチュード6.9の最大である6.9の地震を想定している。

- ① 過去の事例から、マグニチュード6.5以下の地震ではほとんど活断層が地表で認められていなく、マグニチュード6.8の地震の場合では活断層が地表で認められるものと認められないものがあること。
- ② 全ての地域で何時地震が発生するかわからないとして防災対策上の備えが必要であること。このため、本市においても全国どこでも起こりうる直下の地震として、マグニチュード6.9の地震を想定する。

## 2 士別市における想定震度

この計画では、全国どこでも起こりうる直下の地震に伴う震度6弱の揺れを、士別市の地域における最大震度と想定する。

## 3 建築物・人的被害の想定

士別市の地域における想定最大震度をもとに建築物及び人的被害を算定した場合、市全体で建築物の全壊棟数は245棟、半壊棟数は1,987棟、死者数は4人、負傷者数は180人と想定される。

## 第3節 住民の心構え

住民は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

住民は、地震発生時に家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として、混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

### 1 家庭における措置

#### (1) 平常時の心得

- ① 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。

- ② がけ崩れに注意する。
- ③ 建物の補強、家具を固定する。
- ④ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤ 飲料水や消火器の用意をする。
- ⑥ 3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器等）を準備する。
- ⑦ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧ 隣近所と地震時の協力について話し合う。

## (2) 地震発生時の心得

- ① まず、わが身の安全を図る。
- ② 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する。
- ③ その場で火を消せる場合は火の始末、火元が離れている場合は無理をしない。
- ④ 慌てて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- ⑤ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- ⑥ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ⑦ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ⑧ みんなで協力しあって、応援救護を行う。
- ⑨ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑩ 秩序を守り、衛生に注意する。

## 2 職場における措置

### (1) 平常時の心得

- ① 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- ② 消防計画により消火、通報及び避難の訓練を実施すること。
- ③ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- ④ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ⑤ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

### (2) 地震発生時の心得

- ① まず、わが身の安全を図る。
- ② その場で火を消せる場合は火の始末、火元が離れている場合は無理をしない。
- ③ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ④ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- ⑤ 正確な情報を入手すること。
- ⑥ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ⑦ エレベーターの使用は避けること。
- ⑧ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

## 3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- ① 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- ② 慌てて出口、階段などに殺到しないこと。
- ③ 吊り下がっている照明などの下から退避すること。

## 4 街など屋外でとるべき措置

- ① ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- ② ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- ③ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

## 5 運転者のとるべき措置

### (1) 走行中のとき

- ① 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- ② 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ③ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ④ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

### (2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

## 6 津波に対する心得

### (1) 一般住民

- ① 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ② 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難など防災対応をとる。
- ③ 津波の第1波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- ④ 津波は、第2波、第3波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- ⑥ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- ⑦ 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ⑧ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容を理解し、この情報が発表されてから避難するのではなく、強い揺れや津波警報等をきっかけに避難行動を開始すること。
- ⑨ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ⑩ 津波注意報であっても、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑪ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

### (2) 船舶関係者

- ① 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的余裕がある場合に限り、直ちに港外（水深の深い、広い海域）に避難する。
- ② 揺れを感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、時間的余裕がある場合に限り、直ちに港外（水深の深い、広い海域）に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ④ 港外避難できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ⑤ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒を緩めず、海浜等に近づかない。



## 第4節 地震に強いまちづくり推進計画

この計画では、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの構造物、施設等の耐震性を確保するため市及び防災関係機関が行う、地震に強いまちづくりの推進について定める。

### 1 地震に強いまちづくり

- ① 市及び関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業などによる市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- ② 市、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

### 2 建築物の安全化

- ① 市長は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断、耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- ② 市長は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- ③ 市長は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- ④ 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

### 3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性、代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### 4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### 5 ライフライン施設等の機能の確保

- ① 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、3次医療機関等の人命にかかわる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- ② 市及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- ③ 市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを推進する。

### 6 復旧対策基地の整備

市長は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

## 7 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等の普及を図る。

## 8 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、危険物貯蔵所等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 9 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、市長は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

## 10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市長は、北海道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づく整備を重点的・計画的に進める。

# 第5節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

なお、この節においては、地震・津波災害に関する特徴的な事項のみを定め、全般的な防災知識の普及・啓発については、第3章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」(P36)において定める。

### 1 防災知識の普及・啓発

- ① 市及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等への参加、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- ② 市及び防災関係機関は、一般住民に対し次に掲げる内容の防災知識の普及・啓発を図る。
  - ・地震・津波に対する心得
  - ・地震・津波に関する一般知識
  - ・非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出し品や緊急医療の準備
  - ・建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
  - ・災害情報の正確な入手方法

- ・ 出火の防止及び初期消火の心得
  - ・ ビル街、百貨店等外出時における地震発生時の対処方法
  - ・ 自動車運転時の心得
  - ・ 救助・救護に関する事項
  - ・ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
  - ・ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
  - ・ 災害時要配慮者への配慮
- ・ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ③ 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

## 第6節 防災訓練計画

この計画では、地震災害応急対策活動の円滑な実施を図り、地震防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図るための防災訓練の実施について定める。

なお、この節においては、地震災害に関する特徴的な事項のみを定め、全般的な防災訓練の実施については、第3章第2節「防災訓練計画」(P38)において定める。

### 1 地震災害に関する訓練

市及び防災関係機関は、北海道防災会議が実施する防災総合訓練に積極的に参加するとともに、次に掲げる訓練等を独自に企画し、実施する。なお、訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

- ① 情報通信訓練
- ② 広報訓練
- ③ 指揮統制訓練
- ④ 火災防御訓練
- ⑤ 緊急輸送訓練
- ⑥ 公共施設復旧訓練
- ⑦ ガス漏洩事故処理訓練
- ⑧ 避難訓練
- ⑨ 救出救護訓練
- ⑩ 警備・交通規制訓練
- ⑪ 炊出し・給水訓練
- ⑫ 災害偵察訓練

## 第7節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

地震災害に係る物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画は、第3章第3節「物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画」(P38)において定めるとおりとする。

## 第8節 相互応援体制整備計画

地震災害に係る相互応援体制整備計画は、第3章第4節「相互応援体制整備計画」(P39)において定め



るとおりとする。

## 第9節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害に係る自主防災組織の育成等に関する計画は、第3章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」(P39)において定めるとおりとする。

## 第10節 避難体制整備計画

地震災害に係る避難体制整備計画は、第3章第6節「避難体制整備計画」(P41)において定めるとおりとする。

## 第11節 災害時避難行動要支援者支援計画

地震災害に係る災害時避難行動要支援者支援計画は、第3章第7節「災害時避難行動要支援者支援計画」(P42)において定めるとおりとする。

## 第12節 火災予防計画

この計画では、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備について定める。

### 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、市長は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、士別地方消防事務組合火災予防条例に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、市長は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- ① 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進を図るとともに、取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- ② 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- ③ ホテル、デパート、病院など一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、法令に基づく点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3 予防査察の強化指導

市長は、消防法に規定する立入検査を消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- ① 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- ② 消防用設備等の法令に基づく点検の遵守及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市長は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。併せて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

### 5 消防計画の整備強化

市の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- ① 消防力等の整備
- ② 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- ③ 消防職員及び消防団員の教育訓練
- ④ 査察その他の予防指導
- ⑤ その他火災を予防するための措置

## 第13節 危険物等災害予防計画

この計画では、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防について定める。

### 1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、市及び関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- ① 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- ② 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- ③ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- ④ 事業所等における自主保安体制の確立強化
- ⑤ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- ⑥ 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- ⑦ 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

### 2 危険物保安対策

#### (1) 事業者が行う危険物保安対策

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安

教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

- ② 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずるとともに、消防機関、警察へ通報する。

### (2) 消防機関が行う危険物保安対策

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、

自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

## 3 火薬類保安対策

### (1) 事業者が行う火薬類保安対策

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、北海道に報告する。

### (2) 消防機関が行う火薬類保安対策

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 4 高圧ガス保安対策

### (1) 事業者が行う高圧ガス保安対策

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道又は警察に届け出るものとする。

### (2) 消防機関が行う高圧ガス保安対策

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 5 毒物・劇物災害対策

### (1) 事業者が行う毒物・劇物災害対策

- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 毒劇物の飛散等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を名寄保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

### (2) 消防機関が行う高圧ガス保安対策

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 6 放射性物質災害対策

### (1) 事業者が行う放射性物質災害対策

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関に通報する。

## (2) 消防機関が行う放射性物質災害対策

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 第14節 建築物災害予防計画

この計画では、地震災害からの建築物等の防御について定める。

なお、この節においては、地震災害に関する特徴的な事項のみを定め、全般的な建築物災害予防計画については、第3章第9節「建築物災害予防計画」(P45)において定める。

### 1 建築物の防災対策

#### (1) 市街地における再開発の促進

市は、建築物の不燃化を図るため、低層過密の市街地の再開発など都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努める。

#### (2) 木造建築物の防火対策の促進

市は、市内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状を踏まえ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

#### (3) 既存建築物の耐震化の促進

市は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを利用した普及啓発を図る。さらに建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導、助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法に基づき告、命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、耐震化を積極的に推進していくものとする。

#### (4) ブロック塀などの倒壊防止

市は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導する。

#### (5) 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれがあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

#### (6) 被災建築物の安全対策

市は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

## 第15節 土砂災害予防計画

地震災害に係る土砂災害の予防計画は、第3章第14節「土砂災害予防計画」(P48)において定めるとおりとする。

## 第16節 液状化災害予防計画

この計画では、地震に起因する地盤の液状化による災害の予防について定める。

### 1 液状化対策の推進

市及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件、効果の確実性、経済性などを総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

### 2 液状化対策の調査・研究

市及び防災関係機関は、大学や各種研究機関と連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

### 3 液状化の対策

必要に応じて、次に掲げる液状化の対策を実施する。

- ① 地盤全体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- ② 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- ③ 施設のネットワーク化などによる代替機能を確保する対策

### 4 液状化対策の普及・啓発

市及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対しての知識の普及・啓発を図る。

## 第17節 積雪・寒冷対策計画

地震災害に係る積雪・寒冷対策計画は、第3章第15節「積雪・寒冷対策計画」(P52)において定めるとおりとする。

## 第18節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努めるものとする。

### 1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市や事業者自身も被災し、人員、資機材、情報、ライフラインなど利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安



否情報、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

## 2 業務継続計画（BCP）の策定

### (1) 市

市長は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

### (2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援改革の策定に努めるものとする。

## 3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市長は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信整備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

## 第19節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止し、災害応急対策を円滑に実施するため、市長は、北海道及び防災関係機関と相互に連携を図り、速やかに災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立する。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

なお、この節においては、地震災害時における災害対策本部の設置基準のみを定め、その他の応急活動体制については、第2章第2節「災害対策本部」(P17)において定める。

### 1 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準のいずれかに該当すると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

- ① 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- ② 市内で地震による大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

## 第20節 地震情報の伝達計画

この計画では、地震情報の迅速かつ的確な伝達について定める。

### 1 緊急地震速報

#### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。

(注) 緊急地震速報において、最大震度6弱以上の揺れが予想される場合を、地震における特別警報に位置づける。

緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報で用いる区域の名称		
	緊急地震速報で用いる府県予報区	緊急地震速報で用いる区域名
士別市	北海道道北	上川地方北部

## (2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体(市)に提供される。

市長は、消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて伝達された緊急地震速報を防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。また、緊急地震速報は、放送事業者や携帯電話事業者などを通じて、テレビやラジオ、携帯電話、携帯端末等を通じて、住民に情報提供される。

## 2 地震に関する情報の種類と内容

### (1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能等について、地震の発生場所（震源）やそ

		の規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級表等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

## (2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

### ① 地震解説資料

留萌地方沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときや上川・留萌地方で震度4以上の地震が観測されたときなどに状況把握等に活用できるように速報版を、また防災上の留意事項やその後の地震活動の見通しなどを詳細版として関連資料を編集した資料

### ② 管内地震活動図及び週間地震概況

管内地震活動図は、地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために、毎月の上川・留萌地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。週間地震概況は、週ごと北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料で毎週金曜日に発表

## 第21節 災害情報等の収集、伝達計画

この計画では、地震災害時における災害情報等の収集、伝達について定める。なお、この節においては、地震災害に関する特徴的な事項のみを定め、全般的な計画については、第6章第1節「災害情報収集・伝達計画」（P71）及び第6章第2節「災害通信計画」（P72）に定めるところによる。

### 1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- ① 市長は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報を防災行政無線及び登録制メール配信により住民等へ伝達する。
- ② 市及び防災関係機関は、災害時要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、災害時要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、被災者等への情報伝達手段として、災害時要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- ③ 市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。
- ④ 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

## 2 災害情報等の内容及び通報の時期

市は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。ただし、震度5強以上を記録した場合は、第1報を北海道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

## 3 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

また、市は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

## 第22節 災害広報計画

地震災害に係る災害広報計画は、第6章第3節「災害広報計画」（P73）において定めるとおりとする。

## 第23節 避難対策計画

地震災害に係る避難対策計画は、第6章第5節「避難対策計画」（P76）において定めるとおりとする。

## 第24節 救助救出計画

地震災害に係る救助救出計画は、第6章第6節「救助救出計画」（P81）において定めるとおりとする。

## 第25節 地震火災対策計画

この計画では、大地震によって発生する可能性がある同時多発火災や市街地への延焼拡大に対する消火活動について定める。

### 1 消防活動体制の整備

市は、市内地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備する。

### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握



市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- ① 住宅密集地域の火災危険区域
- ② 崖くずれ、崩壊危険箇所
- ③ 堤防崩壊等による浸水危険区域
- ④ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、消防相互応援協定等に基づき、必要に応じ他の市町村等と相互に応援協力を行う。

### 4 地震火災対策

大地震時における火災の消火及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るための基本的な事項を次のとおり定める。

#### (1) 消防職員等の確保

住宅密集地域における火災の多発などにより、集中的消火活動が困難な場合や消防装備が破壊され搬出ができない場合、消防職員及び団員の招集が困難な場合などを考慮し、消防職員及び団員に加えて市の一般職を含めた分担的出動の徹底を図る。

#### (2) 消防水利の確保

地震時の水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となる場合を考慮し、防火水槽、耐震性貯水槽、配水池、河川の利用など多角的な水利確保に努める。

#### (3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に災害時要配慮者の救護方法について検討する。

#### (4) 初期消火の徹底

平素から地震時の火気の手締りや初期消火の重要性について、住民に対して事前啓発の徹底に努める。また、地震発生直後は、被災地までの道路交通網等の寸断などにより、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第26節 災害警備計画

地震災害に係る災害警備計画は、第6章第7節「災害警備計画」(P81)において定めるとおりとする。

## 第27節 交通応急対策計画

この計画では、地震発生に伴う道路交通の混乱を防止、応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保について定める。なお、この節においては、地震災害に関する特徴的な事項のみを定め、一般的な計画については、第5章第8節「交通応急対策計画」(P82)に定めるところによる。

### 1 交通応急対策の実施

市は、道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。また、市が管理する緊急通行車両の燃料



の確保に努める。

## 第28節 輸送計画

地震災害に係る輸送計画は、第6章第9節「輸送計画」(P85)において定めるとおりとする。

## 第29節 ヘリコプター要請・活用計画

地震災害に係るヘリコプター要請・活用計画は、第6章第28節「ヘリコプター等活用計画」(P105)において定めるとおりとする。

## 第30節 食料供給計画

地震災害に係る食料供給計画は、第6章第10節「食料供給計画」(P85)において定めるとおりとする。

## 第31節 給水計画

地震災害に係る給水計画は、第6章第11節「給水計画」(P86)において定めるとおりとする。

## 第32節 衣料、生活必需物資供給計画

地震災害に係る衣料、生活必需物資供給計画は、第6章第13節「衣料、生活必需物資供給計画」(P88)において定めるとおりとする。

## 第33節 石油類燃料確保計画

地震災害に係る石油類燃料供給計画は、第6章第14節「石油類燃料供給計画」(P89)において定めるとおりとする。

## 第34節 生活関連施設対策計画

この計画では、地震の発生に伴い生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施

設等)が被災し、水、電気、通信等の供給が停止した場合の応急復旧について定める。

なお、上水道及び下水道応急復旧については、第6章第12節「上下水道施設対策計画」(P87)に定めるとおりとする。

## 1 電気

### (1) 応急復旧

電気事業者は、地震により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害の状況(停電の状況)の調査、施設の点検を実施し、施設に被害(停電)があった場合は、2次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

### (2) 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況(停電の状況)、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## 2 通信

### (1) 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道支店、株式会社NTTドコモなどの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

### (2) 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 3 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

## 第35節 防疫計画

地震災害に係る防疫計画は、第6章第17節「防疫計画」(P91)において定めるとおりとする。

## 第36節 廃棄物等処理計画

地震災害に係る廃棄物等処理計画は、第6章第18節「廃棄物等処理計画」(P93)において定めるとおりとする。

## 第37節 家庭動物対策計画

地震災害に係る家庭動物対策計画は、第6章第19節「家庭動物対策計画」(P94)において定めるとおりとする。

## 第38節 文教対策計画

地震災害に係る文教対策計画は、第6章第20節「文教対策計画」(P94)において定めるとおりとする。

## 第39節 住宅対策計画

この計画では、地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理について定める。なお、この節においては住宅の応急処理についてのみ定め、その他の住宅対策計画は、第6章第21節「住宅対策計画」(P97)において定めるとおりとする。

### 1 住宅の応急修理

#### (1) 応急修理対象者

次に掲げる要件を満たす者であること。

- ① 住宅が半壊又は半焼し、自らの資力で応急修理ができず、当面日常生活を営むことができない者であること。
- ② 応急修理を行うことで避難所等への避難を要しなくなると見込まれ、かつ、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しない者であること。

#### (2) 応急修理実施の方法

住宅の応急修理は、原則として知事が実施する。

#### (3) 修理の範囲と費用

修理の範囲及び費用については、資料P35「災害救助法による救助の概要」による。

(資料P34：「災害救助法による救助の概要」)

## 第40節 被災建築物安全対策計画

主な本部関係部署 建設水道対策部建築班

この計画では、被災建築物の余震などによる倒壊や部材の落下などから生ずる2次災害を防止するために安全対策について定める。

### 1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

#### (1) 活動体制

北海道及び市は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得

て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

## (2) 実施方法

### ① 判定対象建築物

原則としてすべての被災建築物を対象とする。ただし、被害の状況により判定対象を限定することができる。

### ② 判定開始時期及び調査方法

地震発生後できるだけ早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

### ③ 判定の内容及び判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口などの見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定の内容は、次のとおりとする。

判定	判定の内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

### ④ 判定の効力

判定は、行政機関による情報の提供である。

### ⑤ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合又は適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 2 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による2次被害を防ぐため、市は、北海道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」に基づき、建築物等の石綿露出状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る業者への指導等を実施する。

## 第41節 被災宅地安全対策計画

地震災害に係る被災宅地安全対策計画は、第6章第22節「被災宅地安全対策計画」(P99)において定めるとおりとする。

## 第42節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理埋葬計画

地震災害に係る行方不明者の搜索及び死体の收容処理埋葬計画は、第6章第23節「行方不明者の搜索及び死体の收容処理埋葬計画」(P99)において定めるとおりとする。

## 第43節 障害物除去計画

地震災害に係る障害物除去計画は、第6章第24節「障害物除去計画」(P101)において定めるとおりとする。

## 第44節 広域応援計画

地震災害に係る広域応援計画は、第6章第30節「広域応援計画」(P108)において定めるとおりとする。

## 第45節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に係る自衛隊派遣要請及び派遣活動計画は、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P106)において定めるとおりとする。

## 第46節 防災ボランティアとの連携計画

地震災害に係る防災ボランティアとの連携計画は、第6章第32節「防災ボランティアとの連携計画」(P110)において定めるとおりとする。

## 第47節 災害義援金募集配分計画

地震災害に係る災害義援金募集配分計画は、第5章第33節「災害義援金募集配分計画」(P111)において定めるとおりとする。

## 第48節 災害救助法の適用と実施

地震災害に係る災害救助法の適用と実施は、第6章第35節「災害救助法の適用と実施」(P112)において定めるとおりとする。

## 第49節 災害復旧計画

この計画では、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図るための公共施設等の災害復旧及び応急金融の活用など、応急復旧について定める。

### 1 応急復旧の基本方針

応急復旧の実施に当たっては、住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るための迅速、適切な対策を講ずる。



復旧対策の実施に当たっては被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずるなど、適切な復旧対策を実施する。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置に当たっては、関係機関等は相互に緊密な連絡を取り、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施する。

## 2 公共施設等の災害復旧

### (1) 復旧の実施

市長その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、公共施設等の災害復旧を実施する。

### (2) 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

#### ① 公共土木施設災害復旧事業計画

- ・河川
- ・砂防設備
- ・林地荒廃防止施設
- ・地すべり防止施設
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・道路
- ・下水道
- ・公園

#### ② 農林水産業施設災害復旧事業計画

#### ③ 都市施設災害復旧事業計画

#### ④ 上水道災害復旧事業計画

#### ⑤ 住宅災害復旧事業計画

#### ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### ⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

#### ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画

#### ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画

#### ⑩ その他災害復旧事業計画

### (3) 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他関係事業に要する費用は、法令で定めるところにより予算の範囲内において国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。事業別の国庫負担及び補助率は、資料P59「災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

### (4) 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、北海道及び市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

(資料P59：「災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」)

## 3 災害応急金融

地震災害の特殊性は、各種の被害が広範囲にわたり瞬間的に発生することであり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、市、北海道及び防災関係機関は、協力して民生の安定を確保し、早急に復興援助の措置を講ずる必要がある。

### (1) 災害応急金融対策

北海道が講ずる災害応急金融対策は、次のとおりである

- ① 一般住宅復興資金の確保
- ② 中小企業等金融対策
- ③ 農林水産業等金融対策
- ④ 福祉関係資金の貸付等

⑤ 被災者生活再建支援金

(2) 罹災証明書<sup>1</sup>の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

(3) 財政対策

① 指定地方行政機関、金融機関等は、北海道及び市が実施する公共施設の復旧や、一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し積極的に協力する。

② 市、北海道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

(4) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、制度の普及促進に努める。

① 公共土木施設災害復旧事業計画